「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」改定に係る意見聴取会議設置要領

(目的)

第1条 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」の 改定に当たり、学識者や関係者等有識者から意見を聴取するため、「配偶者等からの暴力の防 止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)の改定に係る意見聴取会議」(以下「意 見聴取会議」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。
- 2 委員の任期は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4 次)を改定するまでの期間とする。
- 3 意見聴取会議の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
- 4 意見聴取会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、意見聴取会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 意見聴取会議は、知事が必要に応じ、これを招集する。

(委員の役割)

- 第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」の改定に関すること。
 - (2) その他配偶者等からの暴力への対策に関すること。

(委員の責務)

- 第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 2 委員は、意見聴取会議で知り得た非公開の情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りでない。

(公開)

第6条 意見聴取会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な 運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とする ことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

別表

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」改定に係る意見聴取会議 意見聴取委員 一 覧

【委員】

所 属 等	
一般社団法人京都府医師会 理事	
関西医科大学看護学部・看護学研究科 教授	
京都弁護士会	
芹澤 出 京都母子生活支援施設協議会 会長	
株式会社ウイメンズカウンセリング京都 代表取締役	
中村 正 立命館大学産業社会学部 教授	
公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長	
京都府精神科医会 会長	
京都府DV被害者地域生活サポーター	
京都府民生児童委員協議会 常任理事	
京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 課長	
宇治市人権環境部男女共同参画課 課長	
与謝野町福祉課 課長	

【オブザーバー】

力石 淳嗣	京都府教育庁指導部学校教育課人権教育室	室長
寺井 亮彦	京都府警察本部生活安全部人身安全対策課	人身安全企画官